

大垣都市計画 都市計画区域マスタープラン 及び区域区分の変更案(県決定)の縦覧について

(令和8年11月2日更新)

大垣都市計画 都市計画区域マスタープラン及び区域区分を変更するにあたり、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

関係市町の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができます。

◇縦覧期間 令和8年11月2日(月)から11月16日(月)まで
(土日祝日を除く)の8時30分～17時15分まで

◇縦覧場所 ①岐阜県都市建築部都市政策課(岐阜県庁内)
岐阜市藪田南2丁目1番1号
058-272-8648(直通)
②神戸町役場産業建設部建設課
安八郡神戸町大字神戸1111番地
0584-27-0177(直通)

※意見書様式は縦覧場所及び県都市政策課ホームページで入手できます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2430.html>

【お問い合わせ先】

神戸町役場 建設課

電話: 0584-27-0177